

あなたの家は地震がきても大丈夫？

「木造住宅」簡易耐震診断意向調査

町では、近い将来発生が予測されている東海地震などの大規模な地震に備えた、木造住宅の簡易耐震診断を、平成20年度も引き続き実施します。つきましては、事業実施に先立ち各世帯の簡易耐震診断の意向調査を実施します。(すでに申し込まれた方は除く)耐震診断は町負担で無料となります。希望される方は、産業建設課都市計画係へ3月14日(金)までに申し込みください。

簡易診断から

耐震補強工事まで

①簡易診断の実施

現地での聞き取り調査など、診断費用無料(町の補助)

②精密診断

①の診断結果により精密診断が必要とされ、耐震補強工事を希望する場合、現地での精密診断

診断費用無料(町の補助)

③耐震補強工事

補助制度あり

補助対象工事費限度額120万円以内で、その1/2かつ60万円以内を補助します。

簡易診断の対象となる住宅

○昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅

○一戸建て住宅

(店舗併用住宅などの併用住宅を含みます)

○在来工法の木造住宅

(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません)

3月1日～3月7日

春季全国火災予防運動実施

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、3月1日(土)から3月7日(金)までの7日間、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

春季の火災について

昨年、町内では9件の火災が発生しました。その内8件が3月から5月の「春季」に発生しています。原因は、土手焼等の飛火による火災が大半を占めていました。その中には、土手焼が原因で住宅火災となった事例もありました。

この時期は、空気が非常に乾燥している上、土手焼や枯れ草の焼却等火入れをする機会が多くなるなど、火災の発生しやすい条件が重なっています。火入れをする場合はあらかじめ消防署に届出(火災予防条例第50条)をして、指示を仰ぎ火災を出さないように十分気をつけてください。

問い合わせ先

御代田消防署(32)0119

※おしらせ版2月号で平成19年度火災救急出動件数とお伝えしましたが、平成19年1月～12月の状況です。

前期高齢者の国民健康保険税の納付方法が変わります

国の医療制度改革に伴い、平成20年4月から、国民健康保険に加入する前期高齢者(65～74歳)の国民健康保険税は年金からの天引き(特別徴収)に変わります。世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が対象となります。ただし、次のいずれか等に該当する場合、特別徴収は行われません。普通徴収の方法により、今までどおり6月に納税通知書をお送りします。

- ①世帯主の老齢年金等の受給額が年額18万円未満である
- ②世帯主の国保税と介護保険料の合算額が年金受給額の年額の2分の1を超える
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収されていない

※特別徴収対象世帯の20年度国保税は、平成19年度の国保税年税額÷6の金額が4・6・8月の年金から仮徴収されます。10・12・2月は6月以降に確定した前年の所得をもとに計算し、仮徴収した分を差し引いた額を年金から徴収します。(本徴収)

問い合わせ先 税務課課税係 内線49

町営有料駐車場(駅西駐車場・駅北駐車場) 平成20年度利用者募集

町営有料駐車場の契約利用者を募集します。
平成19年度の契約をされている方も募集の対象となります。

契約料金 36,000円

※都合により途中で解約された場合は、未使用の月分を月割りで払い戻し致します。

契約期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

御代田駅西駐車場

募集台数 26台

募集期間

2月25日(月)～3月10日(月)

申し込み方法

町営駐車場使用申込書に必要事項を記入の上、駐車する車の自動車検査証の写しを添えて直接お持ちになるか、郵送でお申し込みください。

町営駐車場使用申込書は、産業建設課窓口にて用意してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

説明(抽選)会

3月中旬(日時は後日、申込者に通知します。)

問い合わせ先

産業建設課都市計画係

(内線75・38)

御代田駅北駐車場

募集台数 30台

募集期間

3月3日(月)～3月17日(月)

申し込み方法

町営駐車場使用申込書に必要事項を記入の上、駐車する車の自動車検査証の写しを添えて直接お持ちになりお申し込みください。

町営駐車場使用申込書は、企画財政課窓口にて用意してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先

企画財政課財政係

(内線54)

健康づくりのつどいを開催しました

1月27日、エコールみよたで、「第18回健康づくりのつどい」を開催しました。

例年行われている健康相談、測定などのほかに、国民健康保険・地域包括支援センターパネル展示コーナーを設け、住民の方々の活動体験発表もあり、つどいを盛り上げていただきました。講演会では佐久保健所長小林良清先生にご講演いただき、参加者に質問があるなど、「とても熱心にわかりやすくてよかったです」という声が多く聞かれました。

また、やまゆり作業所のメンバーや家族会、ボランティアの皆さんも、障がい者への理解を深めていただく事を目的に作品の販売とバザーを行い56,055円の収益金を得ることが出来ました。この収益金は、精神保健福祉の向上のための学習会や、精神障がい者の社会復帰のための事業等に使用させていただきます。皆さま、ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先

保健センター (32)25554

ごんにちは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線26・27番

農業者のみなさん、老後の生活の備えは万全ですか？

Q…老後にはどのくらいお金がかかるのですか？
A…夫婦2人の老後の生活費は月額で約26万4千円

65歳の農業者の方の平均余命は、男性の場合で19年(84歳)、女性の場合で24年(89歳)となっています。65歳以上の夫婦2人が暮らすために必要な生活費は月額26万4千円、年額317万円となっています。(平成15年農林水産省農業経営動向統計)

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動や、思わぬ怪我や病気があるかもしれません。そのような予測不可能な事態に備えるとともに、ゆとりある老後生活を送るためには、貯金などに加えて、年金が有効な手当てとなっています。そのために農業者の方には農業者年金があります。

高齢者夫婦世帯の農業経済の概要 (単位:万円)

収入	年金等給付金 240	農業所得 45	農外所得 96	その他 41
	422万円			
支出	家計費 317			租税等 54
	371万円			

資料: 農業経営統計調査「農業経営動向統計」
注: 高齢者夫婦世帯とは、世帯主65歳以上の高齢夫婦のみの世帯

魅力いっぱいの農業者年金には、農業に従事している方は誰でも加入できます。



国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方です。